

令和5年度 輸出先国の規制に係る 産地への課題解決支援委託事業 事例集



2024（令和6）年3月
一般社団法人 全国植物検疫協会

目 次

はじめに	1
1. シンガポール向けにカキ生果実の輸出に取り組む事業者	5
2. アメリカ向けにナシ生果実の輸出に取り組む生産者団体	9
3. 台湾向けにメロン・ナシ生果実の輸出に取り組む事業者	13
4. 台湾の残留農薬基準をクリアしてイチゴ生果実の輸出を目指す 2 生産者	17
5. インドネシア向けにイチゴ生果実の輸出に取り組む事業者	23
6. ベトナム向けにギンナンの輸出に取り組む生産者	27
7. アジア向けにシイタケの輸出に取り組む生産者	31
8. G F P 訪問診断を利用し輸出に取り組む生産者等	35
9. 県産農産物の輸出促進のため、セミナー開催に取り組む関係者	39
10. 「日本の食品 輸出 E X P O」及び「アグリフード E X P O 東京」 に参加し、輸出を目指す生産者等	43

はじめに

植物等の農産物を輸出する場合は、輸出先国の要求する植物検疫条件等を遵守するとともに輸出先国の定める残留農薬基準等にも留意する必要があります。

このうち、輸出先国の要求する植物検疫条件については、条件に基づき植物を大別すると次のようになります。

- 輸入を禁止する植物（該当する植物は輸出できませんが、二国間協議による条件や輸入許可の条件を満たした植物は除かれます。）
- 二国間協議に基づく特別な手続き（生産園地や選果こん包施設等の登録、栽培地検査の実施など）等を輸出国で実施することにより輸入を認める植物
- 事前に輸入許可（Import Permit）を取得し、その条件に合致した対応により輸入を認める植物
- 輸出国政府の発行する植物検疫証明書の添付により輸入を認める植物
- 輸出国で栽培地検査を実施し、特定の病虫害の付着のないことを記載した植物検疫証明書の添付により輸入を認める植物
- 輸出国で特別な検査（線虫検査や遺伝子診断など）を実施し、特定の病虫害の付着のないことを記載した植物検疫証明書の添付により輸入を認める植物
- 輸出国で消毒等の措置を実施し、その内容を記載した植物検疫証明書の添付により輸入を認める植物
- 植物検疫証明書の添付を必要としない植物（輸出植物検査を受けずに輸出できます。）

輸出に当たっては、これらの条件を遵守して、栽培管理や病虫害防除、必要な手続き等を行う必要があります。

一方、残留農薬基準については、我が国と諸外国では登録されている農薬の相違や食文化・食生活の違いなど様々な要因からその数値が異なっています。このため、農産物の輸出では残留農薬にも留意が必要です。特に生果実や野菜など食品を輸出する際は、輸出先国の定める基準値を超えていないかなど、事前に確認することなどが望まれます。

農産物の輸出を目指す方にとっては、これら植物検疫や残留農薬などは大きな課題ともなっており、円滑な手続き等を進めるうえで、これらの課題解決の支援をしてくれる専門家が望まれてきたところです。

当協会では、これらの状況等を踏まえ、本年度の「輸出先国の規制に係る産地

への課題解決支援委託事業」の実施に当たって、輸出先国の植物検疫条件に基づく検疫手続きや残留農薬基準に則した病虫害防除などを支援するため、必要な専門家を登録し、産地や輸出事業者、物流事業者、都道府県等の自治体などからの相談内容や課題等の依頼に応じて、該当する専門家を派遣し、必要な説明を丁寧に行うよう務めてまいりました。

輸出先国の定める植物検疫条件や輸出先国の求める手続き等に係る支援では、専門家は植物防疫所ホームページに掲載されている「輸出条件早見表（下図）」や「各国の輸出条件に関する情報」、「各国の検疫条件」、「輸出検査（検疫）実施要領」等から最新情報を入手するとともに輸出先国が開示しているホームページなどからも条件等の情報を確認し、必要な説明等を行いました。また、これらの条件や手続き等に係る流れなどについては、図表等で解説する資料を作成して、説明するなどきめ細かい相談対応を行いました。

（植物防疫所ホームページの輸出条件早見表）

（「https://www.maff.go.jp/pps/j/search/e_hayami_kamotu.pdf」から）

一方、残留農薬に関する相談等にあつては、農林水産省のホームページに掲載されている「諸外国における残留農薬基準値に関する情報」（下図）や「輸出相手国の残留農薬基準値に対応した病虫害防除マニュアル」などの資料から必要な情報をダウンロードして提供するとともに、輸出先国のホームページに掲載されている「MAXIMUM RESIDUE LIMITS (MRLs)」などから輸出予定の農産物の残留農

薬基準値を抽出し、我が国の残留農薬基準値との比較表や農薬の商品名等を記載した表などに取りまとめた資料配付し、必要な説明をするなど支援を行いました。また、必要に応じて、代替農薬の使用などについても案内するなど支援を行いました。併せて一部の国（地域）では、輸入時の残留農薬検査で不合格となった事例等も公開していることから、これらの情報等も整理して資料配付しました。

農林水産省
English キッズサイト サイトマップ 文字サイズ
標準 大きく

逆引き事典から探す
組織別から探す
キーワードから探す
Google 検索
検索

会見・報道・広報
政策情報
統計情報
申請・お問い合わせ
農林水産省について

ホーム > 輸出・国際 > 諸外国における残留農薬基準値に関する情報

諸外国における残留農薬基準値に関する情報

我が国におけるコメ、青果物、茶で使用可能な農薬成分の残留基準値が輸出先国・地域と日本とで異なることから、日本の残留農薬基準値を満たしていても輸出先国・地域の残留農薬基準値を満たせずに輸出できない場合があります。

コメ、青果物、茶の輸出における残留農薬に関する課題に対して、輸出先国・地域の残留農薬基準値も踏まえた防除層等を使用した生産を促進するとともに、輸出先国・地域の残留農薬基準（インポートトレランス）が設定されるよう、輸出先国・地域の当局への申請に必要な各種試験を実施していくこととしています。

その一環として、コメ、青果物、茶の輸出促進を進めていく参考として、主要輸出先国・地域等の残留農薬基準値の設定状況と、我が国の残留農薬基準値とを比較できるように取りまとめました。

調査対象品目、調査対象国・地域等

○ 調査対象品目（15品目）

コメ、りんご、ぶどう、もも、なし、かんきつ（かんきつ類、温州みかん）、いちご、かき、メロン、ながいも、かんしょ、茶、トマト、たまねぎ

○ 調査対象国・地域等（国際基準及び20か国・地域）

日本、Codex、香港、台湾、韓国、中国、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、インド、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、EU、英国、ロシア、アラブ首長国連邦

○ 調査対象農薬成分：調査対象品目に対し、日本において残留農薬基準値の設定がある農薬成分

品目別残留農薬基準値

（農林水産省ホームページの残留農薬基準に関するサイト）
（「https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html」から）

更に、農産物の輸出に当たっては、産地や品目によって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国の規制、ワシントン条約や種苗法（UVOP 条約）に係る手続き、その他輸出先国の輸入規制等に係る手続き等も必要な場合があることから、必要な情報をホームページ等から入手し相談者に説明するなど支援を行いました。加えて、財務省が公開している貿易統計や植物防疫所が公開している植

- 3 -

物検疫統計のデータを整理して、輸出（検査）の状況等を必要に応じて追加情報として提供しました。

専門家は、産地等に対してこれらの支援等を実施した場合、「輸出産地カルテ」に相談の内容や支援の内容などを記録しています。また、これらの情報は事務局と共有するとともに産地等と連絡を密にして、輸出が実現できるよう複数回産地に出向くなどの支援も実施しています。

今年度の事業では、コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行したこともあってか、輸出に関する問い合わせが大幅に増加し 379 件の輸出産地カルテを作成することができました。また、71 産地等に延べ 160 名の専門家を派遣して支援等を実施することができました（数字はいずれも 2024 年 2 月末現在）。専門家の派遣を必要としない相談については、電話や電子メールなど丁寧な説明を行うなどで支援を行っています。

ここに今年度専門家が対応した一部の事例の概要を事例集として紹介させていただきますので、今後の輸出の参考にいただければ幸いです。

なお、ここに掲載の輸出先国の植物検疫条件等については、専門家派遣時のものです。農産物の輸出に当たっては、常に最新の情報を確認されますようお願いいたします。

事例 1

シンガポール向けにカキ生果実の輸出に取り組む事業者

【事業者の概要】

相談者は 2023 年 7 月に大学を休学して起業した会社の代表者で、「未来へ続く農業を創り、人々の食生活を豊かにする」をビジョンに、「地域一体となって農業を活性化させ、地域からジャパングオリティを世界へ発信する」を目的に事業を展開している。

現在、自社圃場は所有していないが、本年産のカキの収穫が終了した段階で 25 a の園地を借り生産を始めることとしている。カキ以外にサツマイモの栽培も考えている。

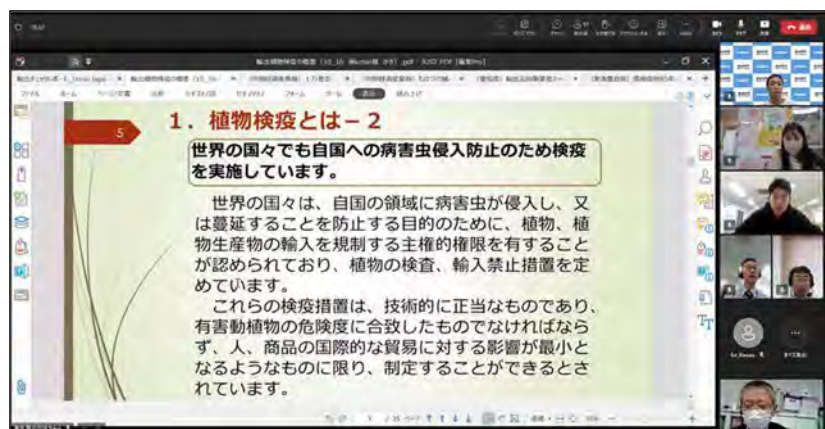
今年度は、周辺農家と提携し、カキ生果実を確保し、国内出荷を中心に事業を進めたが、国内人口が減少する中で国内の農業が産業として成り立つビジネスを模索している。

将来は、最新の技術・栽培方法を導入し大量生産できる体制の構築とともに、輸出をメインに取り組む予定で、輸出にも対応できる選果場の建設、輸出先国のし好に合わせた基準の作成、商品としてのブランド力を高めて海外進出を計画している。

なお、事業を進めるに当たり、該当県の農業技術センター（生産に関する情報、関係方面の紹介）、行政機関（農地情報の確保、補助金に関する情報）及び地元農家（農産物の仕入れ等）との連携を図っている。

【事業の推進に当たって事業者が抱える課題等】

カキ、カキ加工品、サツマイモ、サツマイモ加工品の輸出を検討しているが、輸出の経験が全くなく、現在シンガポールで展開している百貨店と商談中であるが、売り先での人脈が一切なく、自力で開拓しようとしているが難しい。また、輸出に関する手続等も分からない。



（オンライン訪問診断時の説明画面）

輸出先としては、シンガポール以外に、香港、米国、台湾、ベトナム、タイ、マレーシアを念頭に置いている。

【支援等の内容】

相談者に対する支援は、地方農政局が主催する GFP の一環としてオンラインによる訪問診断により実施された。

専門家からは、以下の説明を行った。

① 植物検疫の概要、輸出検疫の概要。

② 輸出検疫では、輸出先国の要求に基づく輸出検査を受検しなければならない。

③ 輸出先国の検疫要求は、輸出先国により内容が異なる。

④ 輸出先として希望する国の検疫条件は次のとおり。

- ・シンガポール、香港向けについては、日本での輸出検査が不要。
- ・米国、タイ及びオーストラリア向けについては、二国間協議に基づく手続き等が必要。
- ・中国、ベトナム向けについては、両国とも検疫条件を明らかにしていないため輸出できない。

⑤ こん包材として予定されている「木毛」については、検査の対象とならない

が、植物質のものをこん包材料として使用する場合は検査の対象となる場合もある。

⑥ 輸出検査の手順（流れ）。

⑦ 植物検疫以外に輸出に当たって注意しなければいけない課題として、生果実、野菜類では、残留農薬規制、福島原発事故に伴う輸入規制、食品安全や

- 1 植物検疫とは
 - 2 植物検疫制度の骨格
 - 3 輸出検疫に係る植物防疫法の条文
 - 4 輸出検疫の流れ
 - 5 諸外国の植物検疫要求の主な内容
 - 6 かきの検疫条件
 - 7 輸出植物検査の実際の流れ
 - 8 輸出に当たって確認・実施すべき事項
 - 9 農産物を輸出する場合の植物検疫以外の課題等
 10. 残留農薬関係
- （参考）かきの輸出実績

（オンライン訪問診断時の説明項目）

13 6. かきの検疫条件

仕 向 国	検 疫 条 件
香 港	◎ 日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
シンガポール	◎ 日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
台 湾	Q 日本での輸出検査が必要です。
中 国	× 中国が検疫条件を設定していないため輸出できません。
ベトナム	× ベトナムが検疫条件を設定していないため輸出できません。
タ イ	☆ 二国間合意による条件を満たすことが必要です。 (主な条件：登録地域での栽培、園地の登録、こん包施設の登録)
マレーシア	◎ 日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
アメリカ合衆国	☆ 二国間合意による条件を満たすことが必要です。 (主な条件：生産地域及び生産園地の登録、栽培期間中の病害虫防除及び園地検査、選果こん包施設の登録)
カ ナ ダ	◎ 日本での輸出検査を受けずに輸出できます。

（オンライン訪問診断時の提供資料：検疫条件）

表示などの規制に注意する必要がある。

⑧ 残留農薬規制では、以下の点を説明した。

- ・ 農林水産省 HP に 15 の品目について 20 か国・地域の残留農薬基準値 (MRLs) が一覧表として掲載されている。カキ、サツマイモ (かんしょ) も掲載されている。
- ・ 一覧表では、農薬の有効成分ごとに日本及び海外の基準値が掲載されている。基準値が日本よりも低い場合や不検出と表現されている成分の農薬の使用に当たっては注意する必要がある。
- ・ 一覧には基準値以外にそれぞれの国の規定形式、優先順位、関連法規、Web サイトや検体 (残留検定をする際の採取部位) が提供されている。

昨年、台湾向けイチゴ生果実の輸入時の検査において不合格 (台湾の基準に適合していない) となつたものがあり、農林水産省が注意喚起を行っている。

かきに関する残留農薬基準値の概要

JPQA

19

かき

残留農薬基準値は各国・地域等のwebサイト等各種情報に基づいて作成しておりますが、正確性を保証するものではありません。本基準値は、調査時点の数値であり、その後変更されていることがあります。輸出前に輸出先国の関係法規を確認して下さい。

Pesticides name	農薬の有効成分	登録の有無	適用の有無	日本の基準値 (mg/kg)	香港の基準値 (mg/kg)	シンガポールの基準値 (mg/kg)
1-METHYLCYCLOPROPENE	1-メチルシクロプロペン	○	○	0.01	[☆]	不検出
ACRINATHRIN	アクリナトリン	○	○	0.7	[☆]	不検出
ACEPHTHIO	アセフスチオ	○	○	1	[☆]	0.8
ACEPHATE	アセフエート	○	○	0.3	0.5	不検出
AZOXISTROBIN	アゾキシストロビン	○	○	1	[☆]	不検出
ATRAZINE	アトラジン	○	×	0.02	[☆]	0.05
ALANYCARB	アラニカルブ	○	○	2	[☆]	不検出
ALDRIN and DIELDRIN	アルドリン及びディルドリン	×	×	0.01	0.05	0.05
ISOPYRAZAM	イソピラザム	○	○	2	[☆]	0.4
ISOPHTHALIC ACID	イソフタル酸	○	○	1	[☆]	0.6
IPFLUENDOLIN	イプフルエンリン	○	○	0.9	[☆]	不検出
IPRODIONE	イプロジオン	○	×	10	[☆]	5
IMAZAQUIN	イマザキン	○	×	0.05	[☆]	不検出
IMAZALIL	イマザリル	×	×	2.0	[☆]	不検出
IMAZETHAPEYR AMMONIUM	イマゼタールアンモニウム塩	×	×	0.05	[☆]	不検出
IMAZALOPRID	イマダクロプリド	○	○	1	[☆]	不検出
IMINOCTADINE	イミノクタジン	○	○	0.3	[☆]	不検出
INPYREFLUXAM	インピルフルキサム	○	○	0.7	[☆]	不検出
ETHION	エチオン	×	×	0.3	[☆]	不検出
ETHYCHLOZATE	エチクロゼート	○	○	5	[☆]	不検出
ETHIPROLE	エチプロール	○	○	0.2	[☆]	不検出

(オンライン訪問診断時の提供資料: 残留農薬基準値)

- ・ 残留農薬基準に対する留意として、輸出先国を特定し、輸出先国の基準に適合した農産物を生産すること。防除等の生産履歴を記録保管すること。必要に応じ残留分析を行い、相手国の基準に適合していることを確認すること。

相談者からは、「香港及びシンガポールへ営業に行く際に携帯品としてカキ生果実を持ち込むことを考えているが、検疫上問題はないか」との質問があり、「両国とも、輸出検査の必要はない」ことを回答した。

なお、支援事業の専門家以外にもオンライン訪問診断に参加している農政局、ジェトロ、経済産業局及び地方自治体から輸出に当たり利用できる事業などの説明が行われた。

【相談者の対応状況】

今年は、カキ生果実をシンガポールへはサンプルとして携帯品で、香港へは商社を通じてサンプルとして郵便物で輸出した。いずれも好評との印象を持つ

た。

次年度は、自社で農地を購入して、カキを栽培して、引き続き輸出に向け取り組んでいく。

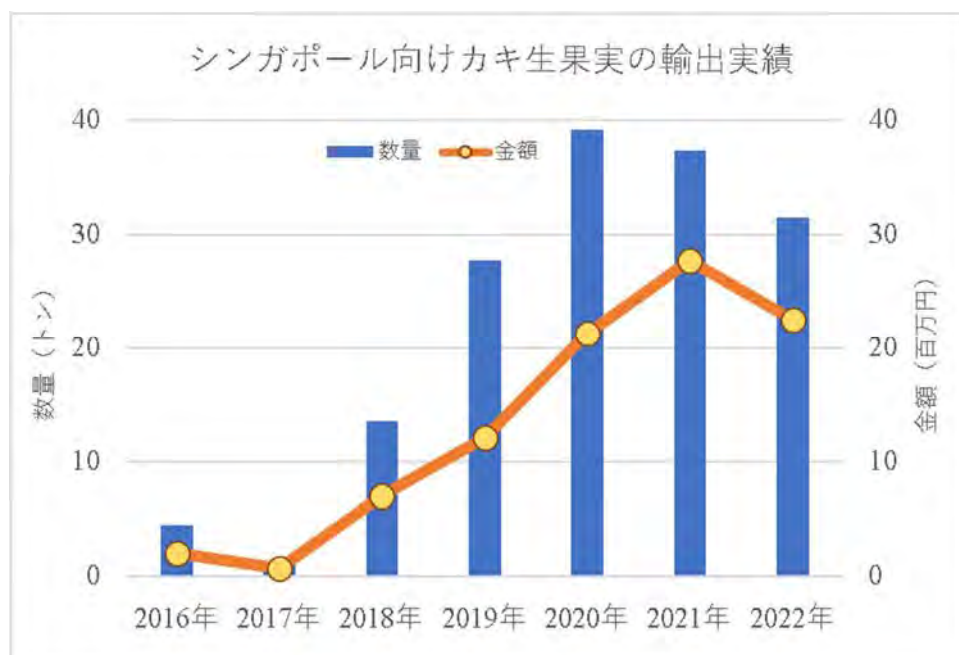
カキ以外にもイチゴ、モモ、ナシ生果実の輸出も検討している。輸出先国としては、輸出検査を必要としないシンガポール、香港を、それ以外に台湾、タイも視野に入れている。

【評価・所感】

事例は、地方農政局GFPによる対応である。同農政局によるGFPの取り組みの中で、当相談窓口では15件の相談対応依頼があった。この事例は、オンラインによる訪問時に他の支援者らと参加したものである。

相談者は、創業まもなくではあるが、農業の将来の方向性を模索し、地域が一体となって農業を活性化させつつ、地域からジャパネクオリティを世界に発信させるべく、輸出をメインとした事業展開を目的としている。

今年は、香港、シンガポールへサンプルのカキ生果実が携帯品、郵便物により輸出されたが、次年度以降の輸出が安定的に行われるか、今後、希望する国へ順調に輸出が行えるか不明なところである。相談者が輸出品目としているカキ生果実は、生産地域の行政機関が輸出に力を入れている品目でもあり、輸出を伸ばすためには当該行政機関との連携が何よりも重要となる。また、相談者は二国間協議に基づく検疫手続きを必要とする国も希望する輸出先国としていることから、課題解決支援事業としても、必要な検疫手続き、残留農薬に対する対応が円滑に進むよう支援を継続していく必要がある。



(出所：財務省貿易統計)

事例 2

アメリカ向けにナシ生果実の輸出に取り組む生産者団体

【生産者団体の概要】

相談者は、約 40 名の生産者により 25.3ha でナシ栽培をしている生産者団体である。ジャンボナシと言われる「愛宕」のほか「新高」、「歎月」、「甘太」などを国内に出荷している。

輸出者から地方農政局に対しアメリカ本土向けにナシ生果実を輸出したいと相談があり、同地域内でナシを生産している生産者団体に農政局から輸出の相談が行われたものである。また、栽培地を管轄する県の農林事務所も輸出について積極的な指導を行っている。

なお、生産者団体に対する支援は昨年度から継続して実施している。

【事業の推進に当たって生産者団体が抱える課題等】

相談者はアメリカ向けナシ生果実の検疫条件が厳しいと感じており、必要な手続き等に不安があるが、団体としても生産者としても、輸出に向け積極的に取り組む意向である。一方、昨年度に専門家からの説明の中で、栽培地検査の実施に当たり補助員を設置しなければならないこと、選果こん包施設の登録に当たり選果技術員の登録をしなければならないこと、輸出先国の残留農薬基準値に適合した防除暦による防除が求められるが、昨年までの防除暦で適合できるか不安であることなどの解決すべき課題がある。



(昨年度の説明状況)

【支援等の内容】

(1) 昨年度の支援

アメリカの検疫条件の概要、検疫条件に基づく必要な検査手続きの流れ、生産園地の条件（袋掛け、検疫病害虫の防除）、栽培地検査の実施及び検査内容、選果こん包施設の条件（選果技術員の選定）、これらに関する提出書類等のほか、アメリカのナシ生果実に対する残留農薬基準値に関する情報、輸出統計情報

を説明した。

また、相談者は、タイ向けにナシ生果実の輸出経験があることからアメリカ本土向けの検疫条件との相違点も併せて説明した。

(2) 今年度の支援

① 1 回目の支援

相談者から今年度は、「愛宕」及び「新高」を輸出したいとして支援の依頼を受けたことから、生産

園地及び選果こん包施設の登録申請に当たって必要な手続き、流れなどの概要を説明した。また、同席した植物防疫官からは事務手続き及び補助員の委嘱について説明がなされた。

専門家からは、生産団体が行った昨年の残留農薬分析結果をもとに、アメリカが定める基準値を超える農薬があったことから、これらの農薬については、代替農薬を検討するか、散布

時期を早めるなどの対応が必要であることのほか、隣接園地からのドリフトにも注意が必要であることを説明した。

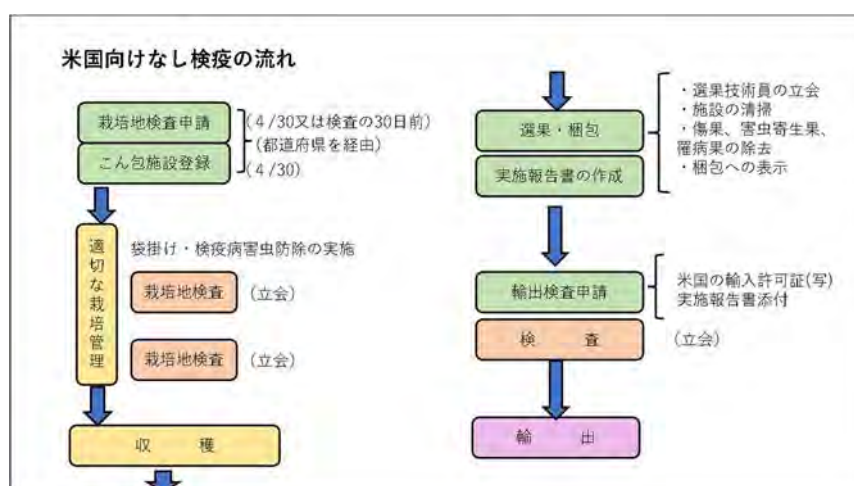
② 2 回目の支援

その後、県の農林事務所から「輸出予定の生産者から聞き取った前年の防除暦について検討し、アメリカの残留農薬基準値と比較して散布農薬を変更した方が良いと思われる農薬のリスト」が提出され、農薬の専門家から、同農林事務所及び相談者に対し、代替農薬等の説明を行った。

特に、①黒星病に対する薬剤について、耐性菌管理の面で代替薬剤の提案と現行薬剤の使用回数の削減を勧める、②防除暦に掲載されている交信

項 目	スライド
1 検疫条件の概要	3
2 植物防疫所へ提出する書類及び提出時期	7
3 生産園地	8
4 栽培地検査	10
5 選果こん包施設	11
6 選果技術員への技術研修等	14
7 選果こん包等の実施	15
8 米国向け梱包の表示	17
9 米国向けなし選果こん包実施報告書	18
10 輸出検査の申請	20
11 輸出検査	22
12 低温保管施設の認定	24
13 輸出検査済み荷口の再検査	25
14 米国農務省による輸入検査、現地視察等	26
15 輸出時の輸送方法	27
(参考)補助員の設置	28

(説明内容)



(提供した資料：検疫のフロー)

かく乱剤の使用に当たっては1回の施用でなく、2回に分割して施用する方法として、1回目は施用量の半分を施用し、残り半分の効果を減衰する後期に施用する方法も有効である、③昨年の分析結果で、散布していない農薬成分が検出されているが、原因の一つとしては使用農機具の洗浄不足やドリフトなどが考えられるものの、圃場全体に及ぶことはない、④残留農薬基準に直接影響するものではないが、黒星病の落ち葉処理について、資料を提供し説明をした。



(今年の説明状況)

相談者から、アメリカにおけるバチルス製剤に対する規制について質問があり、後日資料をまとめて提供した。

【相談者の対応状況】

今年度の輸出は、サンプルとして少量を輸出することとし、「愛宕」3 圃場、「新高」1 圃場に対する栽培地検査申請書及び選果こん包施設登録申請書を最寄りの植物防疫所に提出した。

植物防疫官による栽培地検査において1 圃場「新高」が検疫条件である袋の破損が認められたことから不合格となったが、残る「愛宕」3 圃場については、合格となった。

合格圃場から生産された果実は、登録された選果こん包施設で梱包され、11 月及び12 月に約 30Kg が輸出された。

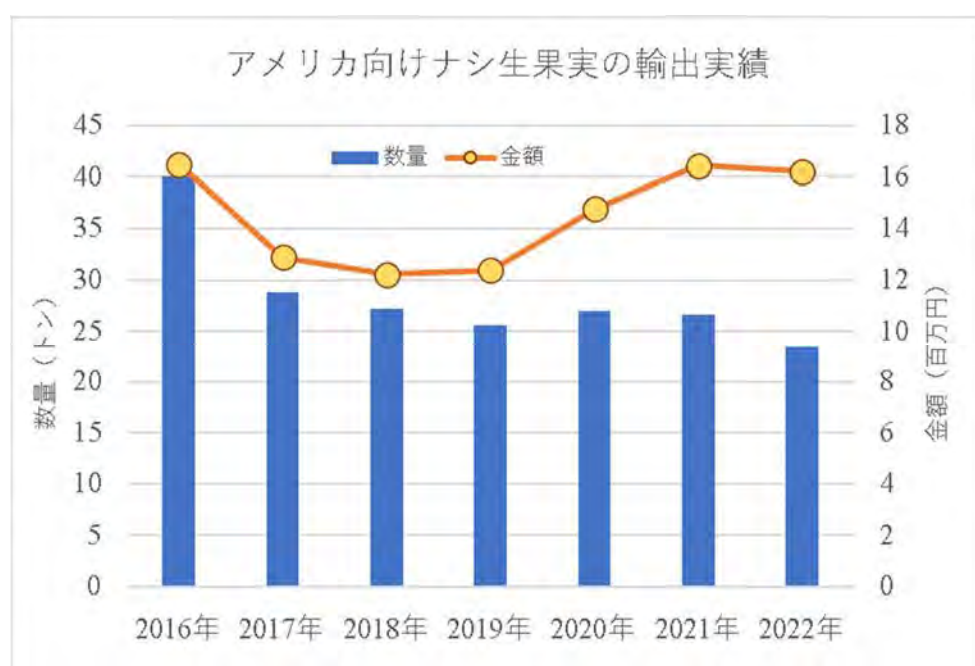
【評価・所感】

相談者はすでにタイ向けにナシ生果実の輸出手続きを行っている。タイ向けナシ生果実については、生産園地の登録及び選果こん包施設の登録、登録選果こん包施設での選果などこん包が主たる条件となっている。一方、今回輸出するアメリカ本土向けナシ生果実については、タイ向けナシ生果実と比較するとより綿密な条件が付されている。このため相談者は、検疫条件がクリアできるか、栽培地検査受検、選果こん包等に対応できるかといった不安を持っていた。

専門家による昨年の説明時には不安が一掃されてはいなかったものの、生産者団体の強い要望、生産者の理解があったことから、今年度の輸出を進めることができたものと考えられる。

また、地方農政局の積極的な輸出の働きかけのほか、県の農林事務所はアメリカの残留農薬基準値をクリアすべく防除暦の検討を行うほか、補助員の設置等でも協力しており、さらに、今年度の相談者等の打合せには、農政局担当者、農林事務所の担当者も参加し、問題点の共有が行われ、問題点の解決が進められたことも輸出を後押ししたものと考えられる。

なお、栽培地検査において袋掛けが十分でなかったとして1圃場が不合格となったことから、次年度に向けて相談者に対し適切な対応方法について説明していくこととしている。



(出所：財務省貿易統計)

事例 3

台湾向けにメロン・ナシ生果実の輸出に取り組む事業者

【輸出を目指す目的】

相談者は、活力ある地域産業経済、社会形成と地域住民の生活と文化向上に寄与する目的をもって、S市とその周辺地域の地場産業振興のための事業、物産品の販路拡大の事業、観光客の誘客促進に関する事業を行っている。

今般、台湾のスーパーから贈答用メロン生果実を輸入したいとのオファーがあり、地域特産であるメロン生果実を輸出することとした。また、ナシ生果実についても台湾向けに輸出を検討したい。両品目は、地域特産の果物で、海外の人にも広く食べていただきたいとの望みがある。

【相談者の抱える課題等】

台湾向けにメロン、ナシ生果実を輸出したいが、どのような手続きをすれば良いのか。特に台湾向けナシ生果実では特別な条件があると聞くが、どのような対応をすれば良いか分からない。

【支援等の内容】

台湾向けメロン生果実及びナシ生果実輸出に当って、植物検疫条件及び手続き等について次の説明を行った。

- ① 台湾向けメロン生果実については、植物検疫証明書の添付が必要である。
- ② 植物検疫証明書は、植物防疫所又は登録検査機関に検査申請書を提出し、受検して合格すると発給される。また、輸出検査では、台湾の要求としてナミクキセンチュウの付着がないことが求められていることから、その検査に24時間要する。
- ③ 輸出検査場所は、原則とし



(検疫条件などを説明する専門家)

て植物防疫所に持ち込んで受検することになっているが、選果こん包施設や

倉庫など集荷地での検査も行われている。また、検査日については、植物防疫所又は登録検査機関と事前の日程調整等を行う必要がある。

④ 台湾向けナシ生果実については、日台間協議で合意した検疫条件に従って

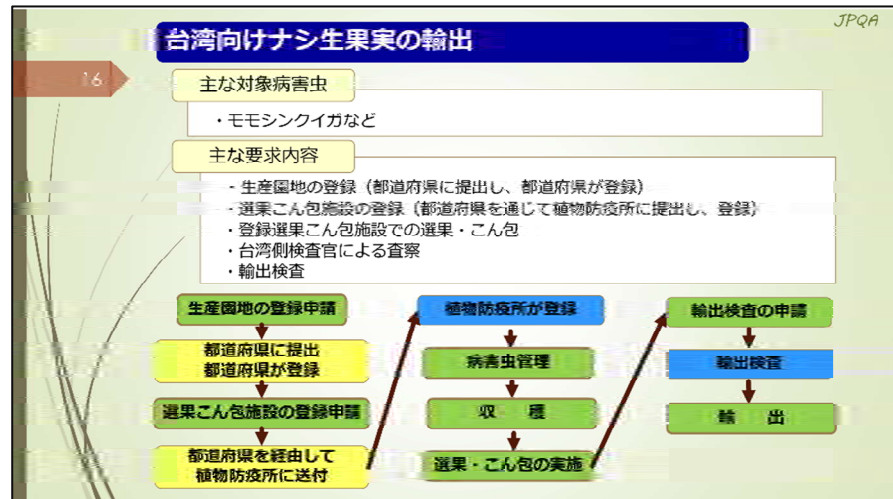
手続き等を行う必要がある。主な対象病害虫はモモシンクイガで、台湾の輸入検査でモモシンクイガが発見されると1回目は当該県産の果物が輸入停止となり、2回発見されると日本全国からの輸入が停止されるので、特に注意が必要である。

主な検疫条件は、生産園地、選果技術員及び選果こん包施設の登録、選果技術員

による選果こん包の実施、台湾向けのラベルの表示、台湾検査官による査察の実施などがある。また、植物検疫証明書の添付も求められていることから、輸出に当たっては受検が必要になる。



(台湾検査官による査察を受ける予定のナシ園地)



(提供資料：台湾向けナシ生果実に係る検疫条件、フロー)

⑤ 農産物輸出で

は残留農薬にも留意が必要で、国・地域によってその基準値が異なり、日本より低く基準値が設定されている農薬については特に注意が必要である。なお、台湾の輸入検査でメロン生果実から基準値を超える残留農薬が検出され、不合格となった事例が毎年のようにある。

表 2022 年 台湾における日本産メロン生果実の残留農薬不合格事例

残留農薬名	商品名	件数	検出濃度	台湾の基準値	日本の基準値
テブフェンピラド	ピラニカ	1	0.02	0.01	0.05
ニテンピラム	ベストガード	3	0.01, 0.02	不検出	0.7
フェニトロチオン	スミチオン	3	0.02, 0.07	0.01	0.02
メソミル	ランネート	1	0.01	不検出	0.3

後日、相談者から台湾向けナシ生果実の輸出に係る台湾検査官による査察を受けるに当たって、どのような指摘を受けるか不安があるので、専門家に支援して欲しいとの依頼があったことから、生産園地及び選果こん包施設の状況などについて、日台間協議事項どおり適切に管理されているか、台湾検査官に提出する必要のある書類等に不備がないかなどを確認し、必要なアドバイスを行った。

【相談者の取組み状況】

メロン生果実については、ハウスで国内出荷向けに栽培しており、病虫害防除のために、防除暦に基づきこれまで 9 種類の農薬を散布するとともに、防除の記録については、野帳に記載し、適切に保管している。今般、専門家から説明後、台湾のスーパーからオファーがあり、既に収穫時期を迎えつつあったため、既存の防除体系で生産したメロン生果実を輸出した。

一方、輸出検査については、病虫害の付着の無い果実を選果こん包し、日程調整して受検するなどフローに従って対応した。

ナシ生果実については、生産園地や選果こん包の登録手続きを行うとともに、選果技術員講習の受講、台湾検査官による査察の受け入れ、適切な選果こん包の実施、輸出検査の受検などフローに従って、対応した。特にモモシンクイガについては、関係者に十分に留意するよう注意喚起した。

【評価・所感】

メロン生果実については、7月に集荷地において輸出検査を受検し、植物検疫証明書を取得して輸出された。しかしながら、当該メロン生果実、台湾の輸入検査において基準値を超える残留農薬が検出され不合格になった。

一方、ナシ生果実については、生産園地、選果こん包施設及び選果技術員の登録を受けるとともに台湾検査官の査察も受けたが、その後、台湾との商談がまとまらず、今年は輸出されなかった。

相談者は、メロンやナシ生果実は当該地域の特産でもあることから、地域農業の活性化のためにも輸出に注力していきたいとしている。特に、残留農薬対策については、不勉強な面もあったことから、今後専門家の支援を受けて改善し、輸出に取り組むとのことであり、課題解決支援事業においても継続して支

援していくこととしている。



(出所：財務省貿易統計)



(出所：財務省貿易統計)

事例 4

台湾の残留農薬基準をクリアしてイチゴ生果実の輸出を目指す 2 生産者

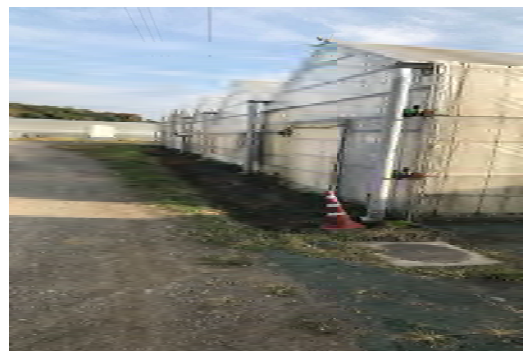
【生産者の概要】

相談者は共に数棟のハウスでイチゴを栽培し、面積は 100 アールを超え、床面はコンクリートで、高設栽培を行っている。また、育苗棟も有し収穫からこん包まで同一敷地内で行っている大規模生産者である。

A 施設の生産者は栽培を始めて 2 年目、B 施設の生産者は栽培を始めて 6 年目と栽培経験は比較的浅い。



(A 施設)



(B 施設)

【輸出を目指す目的】

両生産者が生産するイチゴ生果実は、国内販売が主で、香港やシンガポール等に輸出実績はあるものの価格が思わしくなく国内市場のほうが良い状況であったが、輸出者から台湾向けに間接輸出の商談があり取り組むことにした。また、将来的には日本の市場の縮小が問題視されている昨今にあって、海外市場の開拓は喫緊の課題となっており、早めの対策が必要と考えている。

【生産者の抱える課題】

輸出者から価格的に魅力のある台湾へのイチゴ生果実の輸出商談があったが、台湾の残留農薬検査が厳しいと聞いており、これをクリアするのに不安がある。特に、B 施設の生産者は、昨シーズンに台湾向けにイチゴ生果実の 2 回の輸出実績があるが、内 1 回は減農薬栽培に取り組んでいたにも関わらず、台湾の残

留農薬検査で不合格となり、ショックを受けた。今後の栽培に当たっては、病虫害防除と農薬対策が必要と考えている。

台湾向けイチゴ生果実の輸出は年々増加しており、魅力的な市場でもあるので、是非とも輸出に取り組んでいきたい。

【支援等の内容】

台湾向けにイチゴ生果実を輸出するに当たって、専門家が現地に出向き関係者に農薬の適正使用などについて支援を実施した。

始めに 2023 年に台湾向け日本産イチゴ生果実における残留農薬基準値超過で不合格となった事例（台湾ホームページからデータを収集して整理）を紹介し、続いて台湾の残留農薬基準値をクリアすることを念頭においた栽培管理、病虫害防除などを行う必要があるとして次の説明を行った。



（説明する専門家）

農薬名(成分名)	用途	検出数値	台湾基準値	日本基準値	不合格回数
クロルフェナピル	殺虫剤	0.09	0.01	5	1
シアントラニリプロール	殺虫剤	0.02～0.33	不検出	2	10
スピロテトラマト	殺虫剤	0.01～0.02	不検出	10	2
ピフルブミド	殺ダニ剤	1.30	0.80	1	1
ピメロジン	殺虫剤	1.50	1.00	2	1
フラメピル	殺菌剤	0.02	不検出	イチゴに登録無し	1
フロニカミド	殺虫剤	0.04～0.65	0.01	2	9

（台湾の輸入検査で残留農薬基準値超過より不合格になった事例 （2023 年 1 月～5 月））
（各基準値は、2023 年 5 月現在の数値）

（１）ハウス内に人を介して微小害虫等を入れない。

- ① 人の出入り口は、二重扉やエアーカーテンの設置が望ましい。
- ② 設置が難しい場合は、ハウスに入る前には、服をはたいて害虫をハウスに入れない対策なども良い。
- ③ 観光農園としても運営する場合は、輸出用のハウスとは別棟とし、輸出

用ハウスに害虫を入れない対策をする。

(2) ハウスの管理について

- ① ハダニ防除のため、定植前に二酸化炭素によるくん蒸を行うと良い。
- ② 育苗期間中に病害虫防除を徹底して行う。
- ③ 定植するハウスは、事前にハウス内の清掃を徹底する（特に四隅などの清掃と枯れ葉等の残渣除去）。
- ④ ハウス周辺の雑草は害虫の潜伏場所になることがあるので、除草を徹底する。

（施設周辺にはイネ科、キク科等の雑草が有り、これが害虫発生源となることもある。）

(3) 天敵等の利用について

- ① バンカーシートなどの天敵導入、微生物製剤などの生物農薬や気門封鎖剤などの物理的防除法を利用する。
- ② UV-B 電球型蛍光灯又は電球型 UV-B LED での紫外線照射等の物理的防除を利用する。

(4) 使用農薬について

- ① 台湾の残留農薬基準と日本の残留農薬基準値を比較して、その基準値が同等又は台湾のほうが高く設定されている農薬を使用する。使用可能と思われる代替農薬については、表のとおりである。

なお、訪問支援後に昨シーズン基準値超過で10件が不合格となっているシアントラニリプロールについては、台湾の残留農薬基準値が2023年11月10日付けで、不検出から1.5ppm（日本の基準は2ppm）に改訂された旨を説明した。

- ② 農研機構の調査によると、残留基準値が不検出から0.01ppmの場合はその基準値まで減衰するのに約75日ぐらいかかるとしているので、これを目安に使用することも一案である。
- ③ イチゴ生果実の場合、残留農薬分析部位は、日本ではガクを除いての果実のみであるのに対し、台湾ではガクも含め果実全体であることから、台湾の方が残留値は高くなることが考えられる。
- ④ 輸出前に分析機関に依頼して残留農薬の分析を行うことも目安になる。



（聞き取り、説明を行う専門家）

成分名	商品名	日本基準値 (ppm)	台湾基準値 (ppm)	適用病害虫
エトキサゾール	パロック	0.5	0.5	ハダニ類
エマメクチン安息香酸塩	アフーム	0.1	0.1	オオタバコガ、ハスモンヨトウ、 ハダニ類、ヨトウムシ
クロマフェノジド	マトリック	0.5	0.5	ハスモンヨトウ
クロラントラニプロール	プレバソン	1	1	ハスモンヨトウ
クロルフルアズロン	アタブロン	0.5	0.5	ハスモンヨトウ、アザミウマ類
シエノピラフェン	スターマイト	3	3	ハダニ類、シクラメンホコリダニ
シフルメトフェン	ダニサラバ	2	2	ハダニ類
シベルメトリン	アグロスリン	2	2	アブラムシ類
スピノサド	スピノエース	1	1	アザミウマ類
テブフェノジド	ロムダン	1	1	ハスモンヨトウ
テブフェンピラド	ピラニカ	1	1	ハダニ類、アブラムシ類、うどんこ病
テフルベンズロン	ノーモルト	1	1	ハスモンヨトウ
ビフェントリン	テルスター	1	2	ハダニ類
ピリフルキナゾン	コルト	1	1	アブラムシ類、コナジラミ類
フルバリネート	マブリック	0.7	1	アブラムシ類
ペルメトリン	アディオン	1	1	アブラムシ類
マラチオン	マラソン	1	1	アブラムシ類、ハダニ類、ミカン キイロアザミウマ
ミルベメクチン	コロマイト	0.2	0.2	ハダニ類、シクラメンホコリダニ
メトキシフェノジド	ファルコン	2	2	ハスモンヨトウ、オオタバコガ
還元澱粉糖化物	エコピタ			アブラムシ類、ハダニ類、コナジ ラミ類、うどんこ病
脂肪酸グリセリド	サンクリスタル			アブラムシ類、コナジラミ類
調合油(サフラワー油および 綿実油の含量として)	サフオイル			コナジラミ類、チャノホコリダニ
ヒドロキシプロピルデンブ	粘着くん液剤			アブラムシ類、コナジラミ類、ハダ ニ類
プロピレングリコールモノ脂肪 酸エステル	アカリタッチ			ハダニ類
ペキロマイセス・フモソロセ ウス	プリファード	—	—	ワタアブラムシ、コナジラミ類、ハ ダニ類
ポーベリア・バシアーナ GHA株	ボタニガード	—	—	アザミウマ類、アブラムシ類、ハ ダニ類、コナジラミ類、コナガ
ポリグリセリン脂肪酸エステ ル	フーモン			ハダニ類、アブラムシ類、コナジ ラミ類

(台湾向けイチゴの代替農薬の例(殺虫剤))(2023年3月現在)

両施設とも防除暦に沿って計画的な病虫害防除を実施している。台湾には数回イチゴ生果実を輸出したが、現在のところ台湾の残留農薬基準を上回ることなく順調に対応できている。また、B社では輸出前に台湾の残留農薬分析会社に試料を送付して残留農薬の分析を行い、問題の無いことを確認してから輸出した。



(栽培中のイチゴ)

【評価・所感】

両施設とも本格的に輸出に取り組むのは初めてであり、特に台湾向け輸出については残留農薬対策のこともあり手探りの中での取り組みであった。今年のイチゴの収穫シーズンに入って、商社を介した間接輸出を台湾向けに実施しているとのことであるが、現在のところ、残留農薬で不合格になることもなく、順調に輸出できているとのことである。専門家の残留農薬対策などの説明が大きな支援になったと思われる。

今後とも台湾の残留農薬に関する情報等を提供し支援を継続していくこととする。



(出所：財務省貿易統計)

事例 5

インドネシア向けにイチゴ生果実の輸出に取り組む事業者

【事業者の概要】

相談者は6年前に就農し、遊休地を取得して約5千㎡にビニールハウス18棟を建て、イチゴ栽培を開始した。現在、「よつぼし」、「紅ほっぺ」、「淡雪」を栽培している。

栽培場所は、盆地に位置しており、昼夜の寒暖差が大きいため、甘さと香りがより強く濃厚で良質なイチゴ生果実が生産されている。

収穫されたイチゴ生果実は、国内のレストランや個人への直接販売が主体となっている。また、海外への輸出も増加している。輸出先は、タイ、香港、アメリカ、台湾で、海外への輸送では果実が傷むリスクが高ことから、慎重な選別作業の他、果実の密度を高くする栽培方法を研究し、輸出を行っている。

また、温度や湿度、日照などの天候に左右されない閉鎖型の栽培方法の開発にも取り組んでいる。



(開発中の閉鎖型の栽培施設)

【事業の推進に当たって事業者が抱える課題等】

現在、イチゴ生果実の生産量増を目指し取り組んでおり、新たに輸出できる国（インドネシアの他、オーストラリア、アラブ首長国連邦、カナダ等）を開拓したい。輸出手続きは、第三者に頼んでいるが、今後は、自社で植物検疫の受検、通関等の手続きをしたいと考えている。

また、仲間の生産者が栽培している他の作物と連携して輸出することも検討している。

今回は、インドネシアから引き合いがあり、自分で輸出の条件等を調べたが、よく分からない。

【支援等の内容】

相談者を訪問し、植物検疫条件や手続き等の説明を行った。訪問に当たっては、農政局の担当者も同席した。

（１）輸出植物検疫関係の説明

① 輸出検査の必要性

- ・ 輸出先国の要求に基づいた検査を受ける必要がある。

② 輸出検査の手順

- ・ 受検手続は代理店でも、輸出者でも可能。
- ・ 通常の検査の場合の手順。
- ・ 輸入許可証の必要な場合の手順。
- ・ 消毒を必要とする場合の手順。
- ・ 二国間協議に基づき輸出する場合の手順（タイ、オーストラリア）。
- ・ 受検する場所は原則として植物防疫所であるが、選果場所、保管場所等の集荷地検査も可能。

③ イチゴ生果実の輸出検疫条件

- ・ インドネシア、アラブ首長国連邦は輸出検査を受け、植物検疫証明書の添付が必要。
- ・ オーストラリアは二国間協議に基づく検疫が必要。ショウジョウバエ、角斑細菌病菌等に対する措置（臭化メチルくん蒸処理かトラップ調査など）が求められている。

13 いちごの検疫条件（主な地域）	
検 疫 条 件	地 域
輸出できない国	中国、フィリピン、ベトナム、インド、カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、ブラジル、ニュージーランド
二国間合意に基づく検査が必要な国	タイ、オーストラリア
パーミットの取得が必要な国	米国本土
パーミットの取得、輸出検査が必要な国	ブルネイ、スリランカ、パキスタン
輸出検査が必要な国	韓国、台湾、インドネシア、アラブ首長国連邦、EU、英国、スイス、ロシア、ノルウェー※
輸出検査のいない国	香港、シンガポール、マレーシア

※ 4月16日～9月30日にノルウェーに輸入される場合は、日本での輸出検査が必要です。この期間以外であれば、日本での輸出検査を受けずに輸出できます。

（提供した資料：検疫条件）

- ・ カナダは、輸出できない。
- ・ 検疫条件は変更されることがあるので、輸出の都度確認が必要。

相談者から「輸出検査で不合格となった場合はどうなるのか」との質問があり、「輸出先国の要求に合致し

ていないことになるので、輸出できない。輸出を行うには、輸出先国の要求に適合した荷物を再度受検する必要がある。集荷地検査であれば、直ちに荷物の差し替えができるので、スムーズな受検ができると思う」などを回答した。

(2) 残留農薬規制関係の説明

- ① 農林水産省HPに掲載されている「諸外国における残留農薬基準値に関する情報」(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html)、「品目別残留農薬検査基準表」(以下「一覧表」という。)を紹介。
- ② 我が国の基準値よりも低い基準値の農薬が多くあるので、農薬散布に当たっては注意が必要。
- ③ 残留農薬基準値は国・地域によって異なる。
- ④ 国・地域により残留分析をする部位が異なることがある。イチゴ生果実では、ガクを取り除き分析する国(日本、韓国)、ガクを着けたまま分析する国(台湾)、果梗及びガクを除去して分析する国(タイ)と様々で、同じ果実を分析しても数値が異なる心配がある。
- ⑤ インドネシアについては、一覧表に残留農薬基準値が掲載されているが、輸出に際しては、インドネシア農業大臣令に基づく「日本からインドネシア向けに植物由来の生鮮食品を輸出する際の残留農薬等に係る食品安全確保措置」(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/id_lab.html。以下「食品安全確保措置」という。)に準拠する必要がある。
- ⑥ 台湾向けイチゴ生果実は、台湾での輸入時の農薬残留検査において不合格となる事例が目立っている。
原因として、台湾向けの栽培管理がされておらず、国内販売用の農薬散布が行われたイチゴ生果実が輸出されている可能性がある。

JPQA

諸外国における残留農薬基準値に関する情報の下欄に記載されている主な注書き

17 ● 各国に基準値の設定が無い場合は、各国で定められた優先順位に従い各基準値が適用される。

● 「基準値なし」の場合は原則使用可能。

⇒ 検体(分析部位)が異なる(いちご)

検体(部位)	適用国
へたを除去したもの Caps (hulls) shall be removed and discarded	日本、韓国 米国
果梗を除去したもの(へたは検体に含む) Whole fruits (stem removed)	台湾 中国
果梗(stem)およびへた(ガク、cap)を除去したもの Whole product after removal of caps, crown and stems	タイ
Whole commodity after removal of caps and stems.	EU、英国、UAE
規定なし(一部の農薬/作物の組み合わせには、検体が追記されている場合がある)	CODEX、香港、オーストラリア、ニュージーランド、マレーシア、UAE
—	シンガポール
—	インドネシア、ベトナム、フィリピン、インド、カナダ、ロシア

注意

- ⑦ 栽培・病虫害管理、特に防除
(提供した資料：分析部位)
に当たっては、輸出先国の基準に対応できる管理を実施することが必要。
- ⑧ 輸出前に残留分析検査を実施することも有意義である。

相談者から、「インドネシア向けは植物検疫証明書を添付すれば輸出できるのか」との質問があり、「『食品安全確保措置』によれば、17品目については日本で指定されている検査機関において残留分析を実施して、インドネシアの基準以下であるとの証明書をもって輸入ができる。イチゴ生果実については、17品目には該当していない。インドネシア国内の残留農薬基準値が公表されている

ので、これをクリアすれば輸出できるとも考えられる。しかし、対象とする17品目がどのような理由で設定されているか分からない状況である。輸入者に、輸出前に残留農薬基準値を確認し、基準値以下であればインドネシアでの輸入が可能であるのかどうか確認を取ることも輸出を進めるための一つの方法といえる。」などを回答した。

【相談者の対応状況】

インドネシア向けについて、イチゴ生果実は「食品安全確保措置」（インドネシア農業大臣令）では対象となっておらず、我が国から輸出ができないこととなっているが、事前に残留分析を実施して、インドネシアの基準を超えていなければ輸出ができるのかどうか、現地の輸入者に確認を取っている。現地からの引き合いもあることから、輸出することを模索していく。

【評価・所感】

インドネシア向けのイチゴ生果実については、植物検疫上の特別な検疫条件はなく、一般的な病虫害管理で問題がないと考えられるものの、残留農薬に関する要件では、「食品安全確保措置」で定められている17品目に該当していないことから輸出が難しい状況となっている。相談者には民間レベルで確認を取るよう説明をしているが、難しい状況にある。

インドネシア農業大臣令は2016年に発出されているが、貿易統計や植物検疫統計においては、2020年（貿易統計）並びに2017年～2020年及び2022年（検疫統計）に輸出実績がある。これらが無事インドネシアに輸入されたかどうかの確認は取れない。

今回相談者から相談を受けたイチゴ生果実については、インドネシアから引き合いがあるにもかかわらず、輸出ができない状態にあることから、①我が国政府による「食品安全確保措置」の改正の依頼、②インドネシアの関係者によるインドネシア関係機関への働きかけ、③インドネシアの関係者及び我が国政府機関からのインドネシア関係機関への働きかけ、などにより、輸出可能となることを望むものである。

事例 6

ベトナム向けにギンナンの輸出に取り組む生産者

【生産者の概要】

イチヨウ及びショウガを栽培し、ギンナン及びはじかみショウガとして国内向けに販売している。2020年には新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、これまでの農業から進化するべくオンラインショップをオープンさせるなど新たな挑戦を重ねている。

【事業の推進に当たって生産者が抱える課題等】

相談者のホームページを見た商社からベトナム向けギンナンの輸出の引き合いがあり、その際、輸出に必要な書類を取得するよう依頼された。

過去には台湾及び香港向けに商社経由で凍結したギンナンを輸出してことはあるが、乾燥ギンナンの輸出は初めてであり、商社から取得依頼のあった植物検疫証明書と思われる書類をどのようにして取得できるのか不明である。

【支援等の内容】

相談者に対する説明は、農政局の担当者も同席して行った。

支援事業の専門家からは、植物検疫の概要及びベトナムのギンナンに係る検疫要求並びに農薬残留に関する規制等について説明した。

概要は以下のとおり。

- (1) 我が国の植物検疫は、輸入される植物に付着してくる病害虫の侵入を防ぐ目的の輸入検疫、国内にすでに発生している特殊病害虫等のまん延防止や防除等をするための国内検疫、輸出する植物についての輸出先国の検疫要求に基づく輸出検疫がある。
- (2) 輸出植物検疫要求は、おおむね以下の8つに区分され、②～⑦については、植物防疫所又は登録検査機関に検査申請して受検する必要がある。
 - ① 輸出先国が輸入を認めないもの（輸出ができない）
 - ② 二国間の協議による検疫を実施する必要があるもの
 - ③ 輸出先国の輸入許可制度に基づき輸入が認められるもの



（相談者に対し説明をする専門家）

- ④ 輸出国政府の発行する植物検疫証明書を添付しなければならないもの
- ⑤ 輸出国で栽培地検査が必要なもの
- ⑥ 輸出時に線虫検査など特別な検査を必要とするもの
- ⑦ 輸出前に消毒を必要とするもの
- ⑧ 輸出検査を必要としないもの

13 **6. ぎんなんの主な検疫条件**

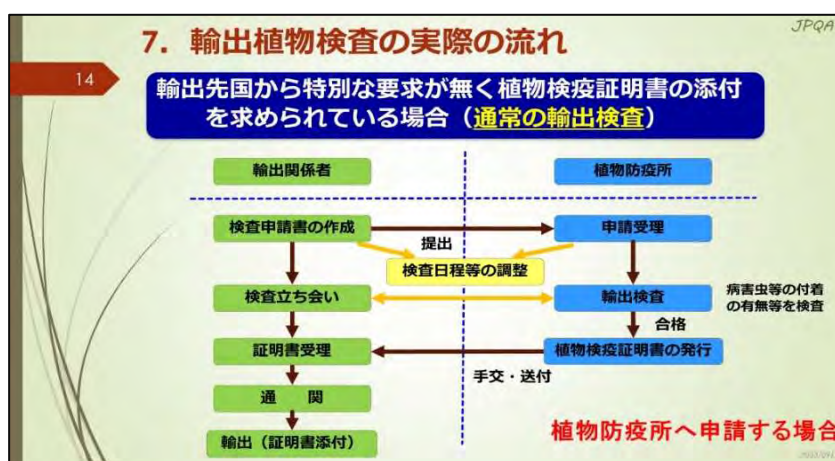
輸 出 先 国	検 疫 条 件
ベ ト ナ ム	× ベトナムが検疫条件を設定していないため輸出できません。 (輸入者を通じてベトナム検疫当局への確認をお勧めします。)
ア メ リ カ	◎ 日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
台 湾	Q 日本での輸出検査が必要です。

他に希望される国があれば、ご照会ください。

(提供した資料：検疫条件)

- (3) 相談があったギンナンの輸出検疫条件について確認し、希望されているベトナムを含めた一覧表を提示し、輸出先国により検疫条件が異なる（輸出できない、輸出検査が必要、輸出検査が不要）ことを説明した。
- (4) 今回、商談の寄せられた商社から依頼のあった書類の見本は、中国からベトナムに宛てた植物検疫証明書であったが、ベトナム向けのギンナンについては、ベトナム検疫当局が日本から輸入する際の検疫条件を明らかにしていない（ベトナムにおいて PRA が実施されることとされている）ため、現段階では輸出が難しい。輸出を予定するのであれば、商談のあった商社を経由し輸入者を通じてベトナム検疫当局に対し日本産ギンナンの輸入に係る検疫条件等を確認してもらう必要があることを説明した。

- (5) 植物検疫証明書を取得する場合は、植物防疫



(提供した資料：輸出検査の手順)

所へ検査申請書を提出して、検査希望日や検査場所を事前に調整する必要があること、輸出検査には立会が必要なこと、提供した資料は植物防疫所で検査を受ける場合であるが、2023 年 4 月から登録検査機関（農林水産省に登録

された大学や民間機関）での受検も可能となっていること、必要があれば再度照会いただきたい旨を説明した。

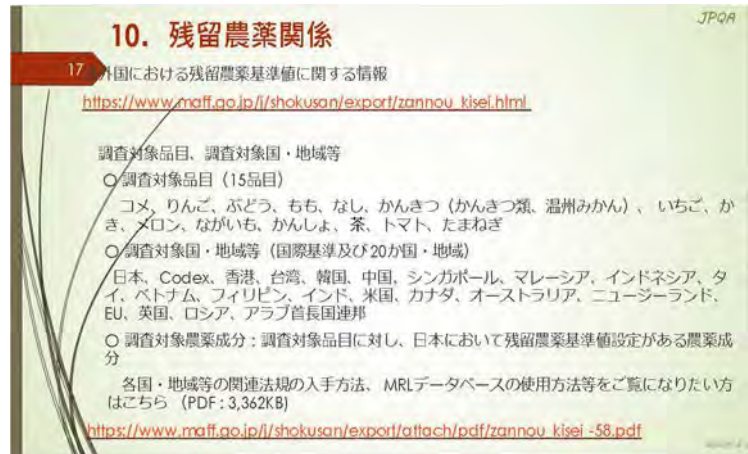
- (6) 植物検疫以外の課題として、青果物では①残留農薬規制、②福島原子力発電所事故に伴う規制、③食品安全や表示に係る規制があるが、特に残留農薬について注意が必要である。

残留農薬基準値については、農林水産省のHPに「諸外国における残留農薬基準値に関する情報」として一覧表が公表されていることを伝え、その概要について以下のとおり説明した。

- ① 一覧表では、15 の品目について、我が国で農薬登録・適用登録され、

残留基準値が定められている農薬成分に対し、20 の国、地域の残留基準値が掲げられている。

- ② 今回照会のあったギンナンについては、一覧表に掲載されていないので、輸出先国が決まれば当方まで照会いただきたい。
- ③ 残留農薬の基準は国によって異なるので、輸出先国の基準に適合していることが必要。ドリフトにも気を付ける。できれば事前に残留農薬分析をするのが望ましい。



(提供した資料：残留農薬関係)

相談者からは、栽培しているギンナンについては、慣行防除ではなく、病害虫が発生したところだけ農薬を散布しているとの説明があった。

また、相談者から「残留農薬の検査について、検査費用や所要時間はどれほどかかるのか」との質問に対し、同席された農政局担当者から「検査項目により費用は異なる。検査期間は1～2週間程度。検査費用に関しては補助事業もある。」との説明が行われた。さらに、農政局から、ベトナムについては検疫条件が不明であるので、検疫条件が緩やかな他の国向けに輸出を考えてもよいのではないかと、必要があれば、ジェトロが行う商談会等の案内ができるので、活用を考えてみてはどうかと、このアドバイスも行われた。

【相談者の対応状況】

引き合いがあった商社とは商談が進まなかった。

しかし、農政局が関連団体等から情報収集したところ、フランスでパリサンプルショップが開催されることが判明し、相談者はこれに出品することとなっ

た。

【評価・所感】

相談者と対面で行った説明の後、タイ、香港向けギンナンの検疫条件等の確認依頼があり、メールにより回答し、さらに、フランス向けの検疫条件の確認があり、輸出検査が必要であること、輸入許可証の取得は必要としないこと、今回散布された農薬のEUにおける残留基準値などを説明した。

その後、フランス向けに輸出したい意向があり、輸出検査受検に当たり、輸出植物検査申請書の記入についてアドバイスを行うとともに、輸出植物検査にも同行し、支援を行った。その結果、無事に輸出検査を終了しフランスに向けて輸出された。



(フランス向けの輸出検査)

また、相談者はギンナン以外にもショウガの輸出を模索しており、要望があれば支援していくこととしている。

今回は、輸出が困難な国への相談であったが、相談者の輸出に対する思いが強く、サンプルではあるがフランスに輸出された。相談者は、輸出に積極的であり、自ら新たなギンナンを使用したメニューを考案中とのことである。

貿易統計及び植物検疫統計ではギンナンの輸出実績が把握できない状況で輸出量がどれだけあるか不明である。今回のフランスでの展示により輸出が拡大されることを期待したい。

事例 7

アジア向けにシイタケの輸出に取り組む生産者

【生産者の概要】

生産者は、2001 年に T 市で営農を開始した。ダイコン、長ネギ等を生産していたが、従業員の通年雇用を行うため、冬季生産物として 2008 年からシイタケ栽培を始めた。当初は、栽培が比較的容易である一般的な品種を生産していたが、差別化を図るため、現在は大型で肉厚品種に切り替えている。

現在、シイタケ栽培用のハウスを 6 棟所有し、一日当たり 450 Kg を生産している。

生シイタケを高付加価値商品としてパック包装し、スーパーや郵便局のふるさと小包などで販売し、売り上げの 6 割をシイタケが占めるようになっている。また、乾燥シイタケチップスの開発も進めているところで、シイタケの更なる販路拡大を目指している。



(施設外観)



(ハウス内に並べられたシイタケ菌床)

【事業の推進に当たって生産者が抱える課題等】

2024 年 2 月からシイタケの生産量を一日 500Kg まで増産する予定としている。販路を国内だけではなく、海外にも展開し、売り上げの増加を目指すため、GFP 訪問診断を要請した。



(肉厚なシイタケ)

シイタケの輸出実績のある関係者からの情報によると、タイ、シンガポール、香港などが有望と聞いたので、これらの国を輸出先国の候補と考えている。市場調査を始めたばかりで、検疫条件やその他の注意点等について情報収集している。

【支援等の内容】

始めに相談者の案内でシイタケ栽培の現状等について現場で説明を受け、その後、事務所に戻り GFP 訪問診断が実施された。冒頭、農政局担当者がヒアリング等を行い、次いで専門家から輸出植物検疫の概要、輸出を希望する国の植物検疫条件や注意点などを説明した。

(1) 輸出植物検疫関係の説明

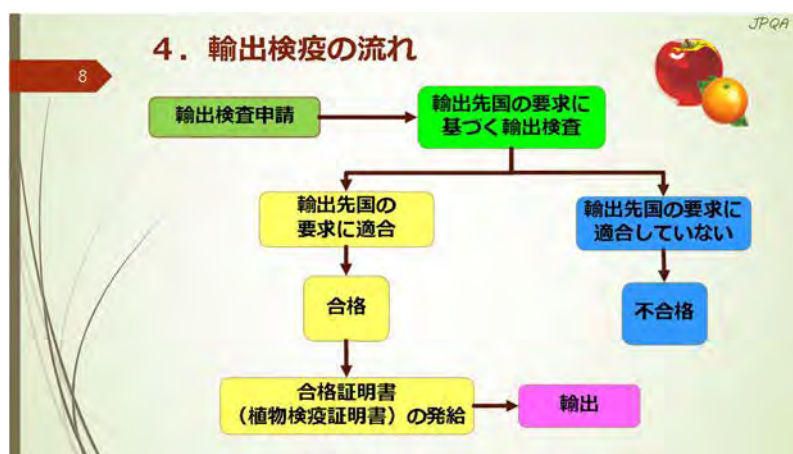
① 植物の輸出に当たっては、輸出先国への病虫害の侵入を防ぐため輸出検査が行われており、輸出先国の要求に基づいた検査を受ける必要がある。輸出先国が輸出検査などを要求していなければ日本での検査は不要である。

② 輸出検査は、植物防疫所又は登録検査機関に検査申請を行い、検査日時や場所を事前に打ち合わせて実施される。

検査場所は、植物防疫所又は倉庫や集荷地などで行われる。倉庫や集荷地で行う場合は安全

性と検査に必要な十分な明るさを確保できる場所でなければならない。

③ 輸出検査に合格（輸出先国要求に適合）すると、植物防疫所より植物検



(説明資料：輸出検疫の流れ)

6. シイタケの検疫条件

仕向国	検疫条件
シンガポール	消費用キノコは輸出検査不要
香港	消費用キノコは輸出検査不要
タイ	日本での検査が必要（植物検疫証明書の添付が必要）

(提供資料：シイタケの検疫条件)

疫証明書が発給される。

- ④ タイ向けシイタケの輸出検疫条件は、植物検疫証明書の添付が求められているので、輸出前に日本で検査を受ける必要がある。
- ④ シンガポール及び香港向けシイタケについては、植物検疫証明書の添付が求められていないことから、日本で検査を受けずにそのまま輸出できる。

(2) 残留農薬関係の説明

- ① 残留農薬基準値は国や地域、品目によって異なる。シイタケの残留農薬基準値について必要であれば調べて回答する。
- ② タイ向け青果物の輸出に当たっては、食品衛生の観点から一部の青果物について、当該選果・こん包施設がタイ政府の求める基準に適合している証明書を取得する必要がある。



(選果こん包場所)

(3) 参考情報の提供

- ① シイタケの輸出実績（貿易統計及び植物検疫統計）については、提供資料のとおりである。

(参考)
しいたけの輸出実績(貿易統計)

18

シイタケの輸出貿易統計
(財務省HPの貿易統計から、品目コード2021年までは071239100、2022年は071234000を抽出)

仕向国	数量(kg)					金額(千円) (FOB価格)				
	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
シンガポール	667	1,070	2,294	521	701	5,280	8,473	22,905	4,042	5,929
マレーシア	75	110	250	39	165	272	453	789	373	954
アメリカ	2,830	9,845	13,762	17,959	18,849	11,562	23,729	83,223	100,495	64,641
オーストラリア	325	360	590	433	310	2,330	2,535	4,089	3,055	2,194
合 計	3,897	11,385	16,896	18,952	20,025	19,444	35,190	111,006	107,965	73,718

財務省貿易統計からデータをダウンロードして整理しています。
貿易統計は、税関に提出された輸出入申告書等を基礎資料として作成。ただし、少額貨物（20万円以下の貨物）や係員通関扱いをする貨物等は計上されていない。

(提供資料：しいたけの輸出実績)

【相談者の対応状況】

相談者は、2023年6月に地域で開催された農産物輸出に係る商談会に参加し、輸出事業者とマッチングし、良い感触を得られた。現在、当該輸出事業者からのオファーを待っている状況である。2024年2月からはシイタケの出荷量を日産500Kgに増産する予定で、輸出のオファーにいつでも対応できる体制を整備

し、販路拡大を図ることとしている。

一方、乾燥シイタケチップについては、2024年3月に開発が完了する予定で、今後、国内での売れ行き状況を見ながら海外へも展開することとしている。

【評価・所感】

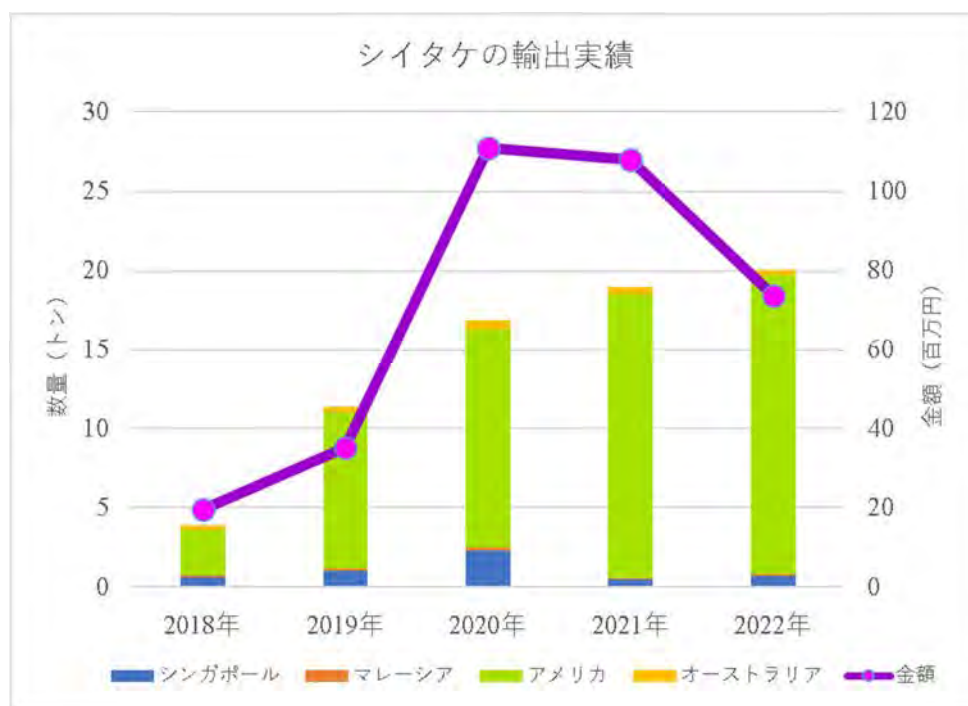
相談者がシイタケの輸出を希望しているタイ、シンガポール、香港の植物検疫条件や輸出検査の手続き等を説明し、十分に理解を得られたものと考えている。また、残留農薬に係る規制等の対策については、防虫対策をしたハウス内で農薬を使用しない栽培を実施していることから対策の必要性は小さいものと思われる。



(シイタケハウス内の菌床製造)

今後、相談者のシイタケの生産量が増加し、輸出を進めていくことに期待をしたい。

支援事業としては、問い合わせや相談等の要請があれば対応していきたいと考えている。



(出所：財務省貿易統計)

事例 8

G F P 訪問診断を利用し輸出に取り組む生産者等

【G F P 訪問診断を利用した生産者等の輸出を希望する国・地域及び品目】

GFP オンライン訪問診断（一部現地での訪問診断）では、下表のとおり 31 件の支援を実施した。

	輸出を希望する国・地域	輸出を希望する品目等
1	未定	エダマメ、ホウレンソウ
2	アイスランド	イチゴ苗
3	香港、中国、台湾、韓国、シンガポール、E U、米国	コマツナ
4	香港、台湾、韓国、ベトナム、シンガポール	トマト生果実
5	未定	キクラゲ
6	台湾、ベトナム、タイ、シンガポール	ニンニク
7	香港	サツマイモ
8	香港、シンガポール、タイ、台湾、インドネシア	ホウレンソウ
9	台湾、香港、韓国、ベトナム、タイ、シンガポール、米国	干し柿
10	香港	イチゴ生果実
11	未定	コメ
12	台湾、香港、米国、中国、韓国、ベトナム、タイ、シンガポール	自然薯
13	未定	スギ、ヒノキ材
14	香港、中国、台湾、タイ、シンガポール、マレーシア	イチゴ生果実
15	未定	トマト加工品
16	シンガポール	温州ミカン生果実
17	中国、香港、台湾、米国	コメ・コメ加工品
18	シンガポール、マレーシア、中東	いちごおり（凍結イチゴ加工品）
19	シンガポール等	メロン生果実
20	台湾	玄米、コメ加工品
21	米国、中国、E U	お茶
22	香港、タイ、シンガポール	シイタケ加工品
23	中東、台湾	スイカ、オクラ
24	台湾	コメ、コメ加工品
25	タイ、マレーシア	サツマイモ、キンカン生果実
26	ベトナム、タイ、マレーシア	サツマイモ
27	未定	乾燥シイタケ、冷凍シイタケ
28	米国、台湾、ベトナム、中東、E U	お茶
29	未定	温州ミカン生果実
30	米国、中国、E U	干柿（あんぽ柿）
31	台湾、オーストラリア、米国、アラブ首長国連邦	リンゴ、ブドウ生果実

【輸出に当たって相談者が抱える課題等】

相談者の多くは輸出の経験がない。訪問診断を利用した目的は、相手国の選定・バイヤーとのコンタクトの方法といった販路に関する課題、輸送時の荷痛み防止方法・鮮度維持の方法といった流通に関する課題、受けられる補助事業やその内容、具体的な輸出の手続き等多岐にわたっている。

相談者が抱える植物検疫関係や残留農薬関係等での主な課題等は次のとおり。

（１）植物検疫関係

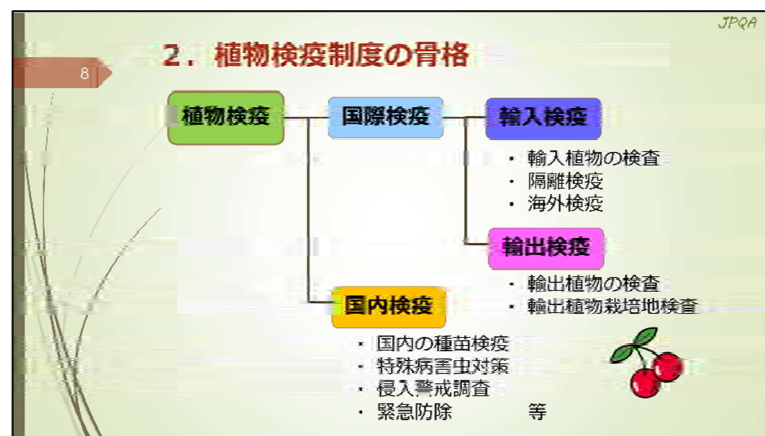
- ・ 輸出の経験が無く、検疫条件等が分からない。
- ・ 輸出希望品目がどの国なら輸出できるのか知りたい。
- ・ 僅かに輸出しているが、輸出を増やしたいので輸出できる国を知りたい。
- ・ 生鮮で輸出できないなら冷凍で輸出したい。
- ・ 輸出までの検疫手続きを知りたい。
- ・ 輸出先国の検疫条件をクリアするのが大変である。

（２）残留農薬関係

- ・ 輸出先国の残留農薬基準を知りたい。
- ・ 冷凍果物やピューレも残留農薬検査の対象になるのか。
- ・ 輸出先国の残留農薬基準に沿って病虫害防除している圃場があるが栽培管理が大変である。

【支援等の内容】

いずれの相談も GFP 事務局から、植物類の輸出にかかるオンライン訪問診断（一部現地訪問）を実施するとして、課題解決支援事業事務局に専門家の参加依頼があったもので、関係団体が相談者の抱える課題等について説明する形式で実施されたものである。



（オンライン訪問診断の資料・植物検疫制度の骨格）

オンライン訪問診断では、GFP 事務局が司会進行し、初めに農政局担当者から相談者に対してヒヤリングが行われ、その後、参加している団体（都道府県、JETRO、課題解決支援事業専門家等）から相談者の抱える課題等に対する説明が行われた。

課題解決支援事業の専門家は、事前に配布された「輸出チェックレポート」に基づき相談者の課題に適合したプレゼン用資料「輸出植物検疫の概要」を用意し、Web 画面で投写して、植物検疫の概要や残留農薬の課題等について限ら

れた時間の中で簡潔に説明した。

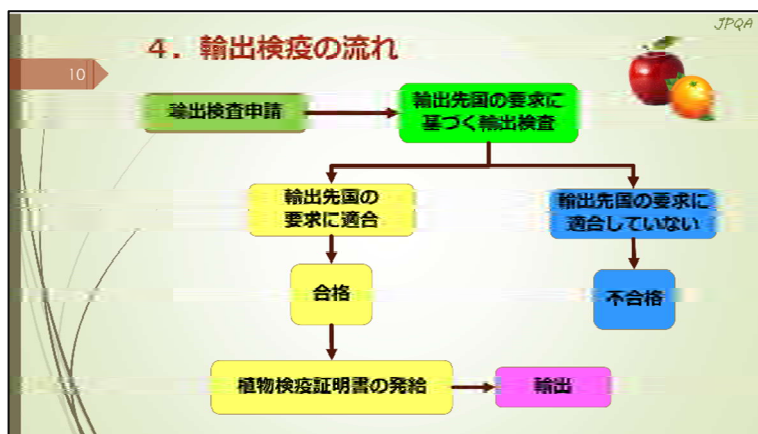
主な説明内容は、次のとおり。

- ① 植物検疫とは
- ② 植物検疫制度の骨格
- ③ 輸出検疫に係る植物防疫法の条文
- ④ 輸出検疫の流れ
- ⑤ 諸外国の植物検疫要求の主な内容
- ⑥ 植物検疫条件
- ⑦ 輸出植物検査の実際の流れ
- ⑧ 農産物を輸出する場合の植物検疫以外の課題等
- ⑨ 残留農薬関係
- ⑩ 輸出に当たって確認・実施すべき事項
- ⑪ (参考) 輸出実績(貿易統計など)

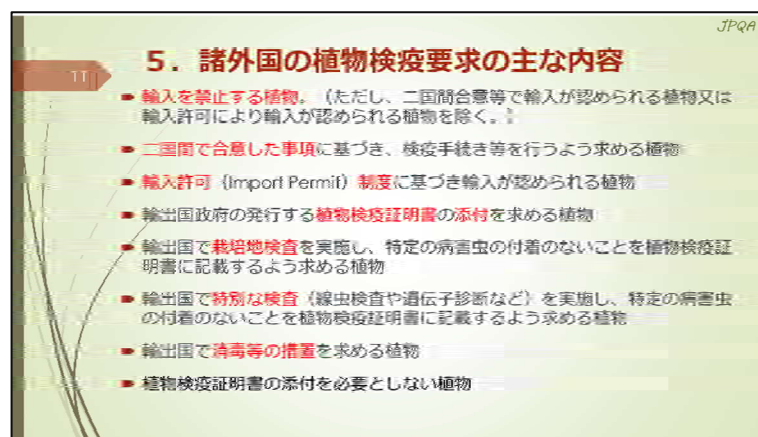
【相談者の対応状況】

多くの相談者は、農産物の販路拡大を模索する目的の一つとして輸出を目指し、GFP オンライン訪問診断を受けている。専門家からの植物検疫条件や手続き、残留農薬基準値などに関する説明、参加団体からの説明などを参考に今後の輸出対応などを検討している。

その中で一部の相談者は、GFP オンライン訪問診断前に輸出先を決定し、現地バイヤーと商談中として、オンライン訪問診断では輸出に係る必要な手続きや輸出の注意点などを確認する目的で訪問診断を受けたとした者もあった。こ



(オンライン訪問診断の資料・輸出検疫の流れ)



(オンライン訪問診断の資料・検疫要求の主な内容)

(オンライン訪問診断の資料・検疫条件早見表)

これらの相談者には、輸出植物検査を受検するための具体的な手続きなどを説明し、その後無事に輸出が行われた。相談者は、今後も定期的な輸出を計画しているとのことである。

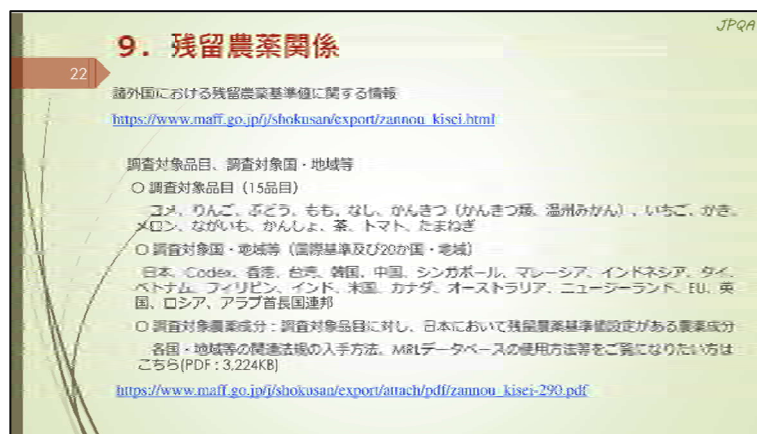
【所 感】

農林水産省では日本の農林水産物・食品輸出プロジェクトとして「GFP（Global Farmers / Fisherman / Foresters / Food manufacturers Project）」を推進し、輸出を意欲的に取り組もうとする生産者・事業者等（会員数約 8,900 名）へのサポートが行われており、課題解決支援事業においても、GFP 事務局からの要請により関係者に支援を行っている。

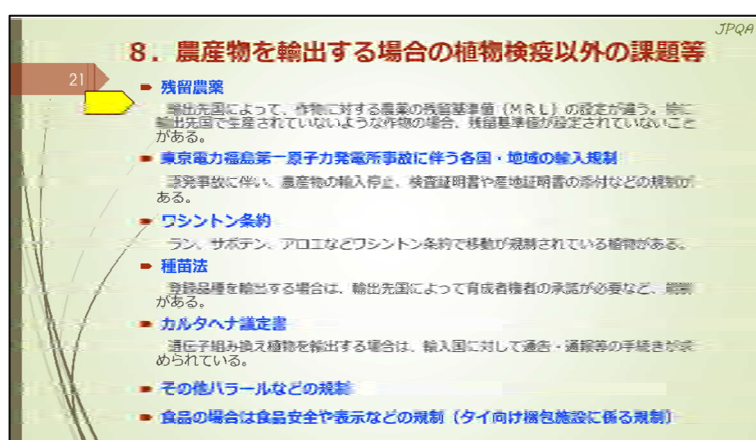
これまで、GFP を通じて支援した会員で順調に輸出をされている生産者、事業者も多くある。

訪問診断を受けられる GFP 会員には、輸出したい品目は決まっていますが、輸出先が未定の方、確定している方と様々なケースがある。課題解決支援事業では、①植物検査の目的やその必要性への理解、②輸出を希望する国（地域）別の品目ごとの検査条件、③残留農薬基準値に適合できる生産体系の構築により輸出先国の基準に適合した農産物の生産の必要性、④輸出に当たって確認すべき事項などについて丁寧に説明している。

課題解決支援事業では引き続き GFP 訪問診断に協力し、農産物の輸出拡大に向けて輸出先国の植物検査条件や残留農薬規制などに適合できるよう支援を行っていくこととしている。



（オンライン訪問診断の資料・残留農薬関係）



（オンライン訪問診断の資料・植物検査以外の課題）

事例 9

県産農産物の輸出促進のため、セミナー開催に取り組む関係者

【背景・目的】

自治体が自県産農産物の一層の輸出拡大に向け、新たな輸出取組者の掘り起し等を目的にセミナーを開催した。そのセミナーに輸出先国の植物検疫条件や農薬残留基準について、課題解決支援事業専門家に講演が依頼された。なお、本セミナーでは、支援事業の講演のほか2講演が実施された。

【セミナーの内容】

1. 対象者：農産物等の輸出に取り組みたい方、事業拡大を考えている方、輸出に興味・関心を持っている方（生産者、集荷・販売事業者、関係機関等）
2. 方法：会場でのリアルセミナー及びオンラインセミナーによる開催
3. 講演内容：



（セミナー会場の様子）

- ① 青果物輸出拡大の意義とポイント
- ② 「生産者」で終わらない「経営者」としての農業
- ③ 農産物の輸出に係る植物検疫と残留農薬

このうち、③について課題解決支援事業の専門家が講演を行った。

【セミナーでの専門家の説明内容】

専門家は、次の事項について資料に基づき説明した。また、質疑等もあったことから、丁寧な説明を行った。

- ・ 検疫（Quarantine）とは
- ・ 植物防疫法の役割
- ・ 植物検疫制度の骨格
- ・ 農産物の輸出
- ・ 輸出検疫の流れ

- ・ 諸外国の植物検疫要求の主な内容
- ・ 植物防疫所 HP 掲載の植物検疫条件早見表（貨物）
- ・ 主な国の検疫条件一覧
- ・ 植物検疫の流れ（一般的な場合）
- ・ 植物検疫の流れ（輸入許可証（Import Permit）が必要な場合）
- ・ 検査を実施する場所
- ・ 農産物を輸出する場合の植物検疫以外の課題等
- ・ 農産物の輸出に当たって確認・実施すべき事項
- ・ 植物の輸出入に関する実際の流れ
- ・ 農薬の残留基準とは
- ・ 諸外国における残留農薬基準値に関する情報
- ・ 台湾で残留農薬により不合格となった事例
- ・ 農産物輸出に係る残留農薬の課題と対策
- ・ 輸出実績

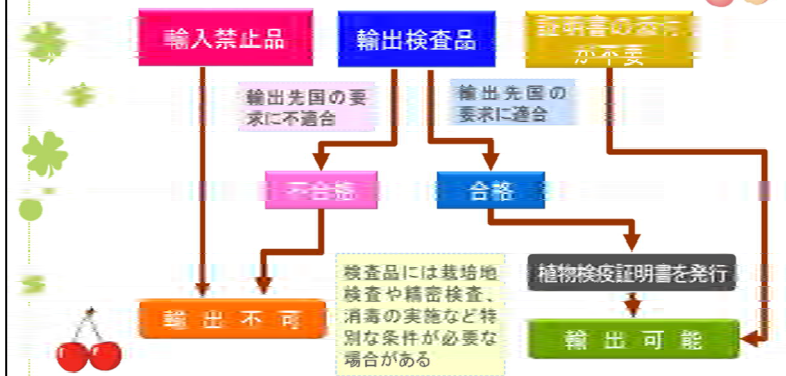


（植物検疫と残留農薬に関して講演する専門家）

出席者から①検査手続きに係る申請等は誰が行うのか、②輸出検査はどんな風に行われるのかなど質問があったことから、①申請手続きはどなたでも出来ること、一般的には輸出しようとしている方或いは輸出者から依頼を受けた通関業者などがおこなっていること、②特別な検疫条件のない場合は輸出する荷口全体から必要な量をサンプリングして目視検査が行われること、また輸出検査には立会が必要なこと、検査場所は、植物防疫所又は倉庫や集荷地などで行われることなどを説明した。また、専門家は無償で何処にでも来てくれるのかとあったことから、相談窓口にご相談いただければ日程調整して対応させていただく旨を回答した。

JPQA

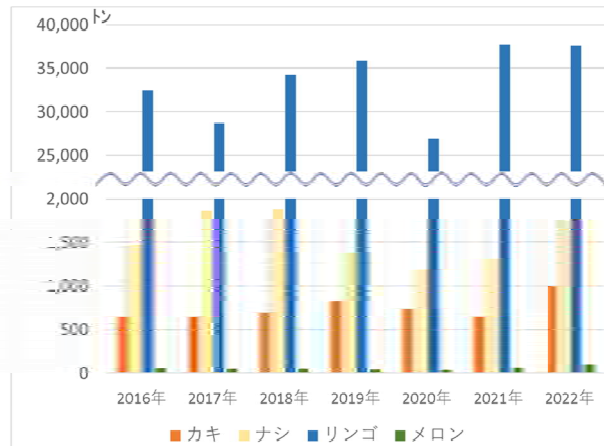
輸出先国が求める条件等に基づき検疫を実施し、植物検疫証明書を発行する。



12

2023/11/22

【参考】 **主な生果実の貿易統計**（財務省HPから整理して作成）



37

2023/11/22

4-2. 諸外国における残留農薬基準値に関する情報

[illegible]

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html

農林水産省HPより

31

2023/11/22

【セミナー修了後の相談】

当該セミナーを実施した自治体を通じて、セミナー参加者からインドに生果実を輸出したいので検疫条件を教えて欲しい。また、タイ向けにコメを輸出したいので検疫条件を知りたいとの相談があった。

【支援等の内容】

インド向け生果実については、種類によって検疫条件が異なる。例えば①リンゴ生果実では生産園地及び選果こん包施設の登録、消毒（低温処理又は臭化メチルくん蒸）の実施、査察の受け入れなどがある、②モモ生果実ではチチュウカイミバエと *Rhagoletis* を対象としたくん蒸の実施などが求められている、③ナシ生果実は、検疫条件未設定のため輸出できないなど様々である旨を説明した。

タイ向けコメについては、①精米は植物検疫証明書の添付が求められているので、輸出前に輸出検査を受け取得する必要がある、②輸出検査は、植物防疫所又は集荷地等で実施される、③集荷地で実施する場合は、検査のための十分な明るさや安全面などが求められる、④一方、玄米については、検疫条件が未設定のため輸出できないなどを説明した。

【産地等の取り組み】

インド向け生果実については、検疫条件が厳しいと感じており、輸出を断念した。特にくん蒸による味の変化や品質の劣化などが想定され、輸出は難しいと考えている。

タイ向けについては、精米 5 袋 10Kg を輸出することができた。専門家のアドバイスに従い、最寄りの植物防疫所で検査を受け、植物検疫証明書を添付して、郵便物でサンプル輸出した。今後、タイからのオファー等を得て、精米を継続的に輸出していきたい。

【評価・所感】

当該セミナーには生産者や輸出事業者など関係者 33 名が会場に参集し、またオンラインにより 25 名が参加した。参加者は熱心に聴講し、活発な質疑応答が行われるなど、農産物の輸出に関して非常に関心が高いことが伺われた。セミナー開催の担当者からは、参加者からの反響は良く、検疫に関する情報が欲しいので今後も開催して欲しいなどの要望があったとのことであった。

課題解決支援事業では、今後も自治体等が開催する農産物輸出に係るセミナーなどに講師派遣を積極的に行うなど対応していくこととしている。また、セミナー後に参加者などから寄せられる個別の相談等にも親密に対応するとともに、相談内容に応じて必要な専門家を派遣するなど輸出拡大に向け適切な支援を行っていくこととしている。

事例 10

「日本の食品 輸出E X P O」及び「アグリフード E X P O 東京」に参加し、輸出を目指す生産者等

【専門家を派遣した経緯】

“日本の食品” 輸出E X P O及びアグリフードE X P O東京は、毎年開催され、農産物や食品等の輸出に関心のある生産者や輸出事業者、物流事業者、国、関係団体などが展示或いは来訪し、商談や各種相談等が活発に行われている。

課題解決支援事業事務局は、農林水産省から委託を受け農産物の輸出に係る支援事業を実施していることから、農産物の輸出に関心のある方が多く来訪する本イベントに参加し、農産物輸出において課題となる植物検疫や残留農薬規制などについて、専門家を派遣し、相談対応することとした。

【専門家の活動の概要】

“日本の食品” 輸出E X P Oは、2022 年は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からオンラインで実施されたが、2023 年は会場での開催となった。課

課題解決支援事業事務局では、本イベントには農産物の輸出に関心のある方が多数来訪することから、この機会に農産物輸出に係る植物検疫等について知ってもらうことは非常に有意義と判断し、関係団体の設置したブースを活用して、専門家が説明や広報或いは相談対応などを行うこととした。

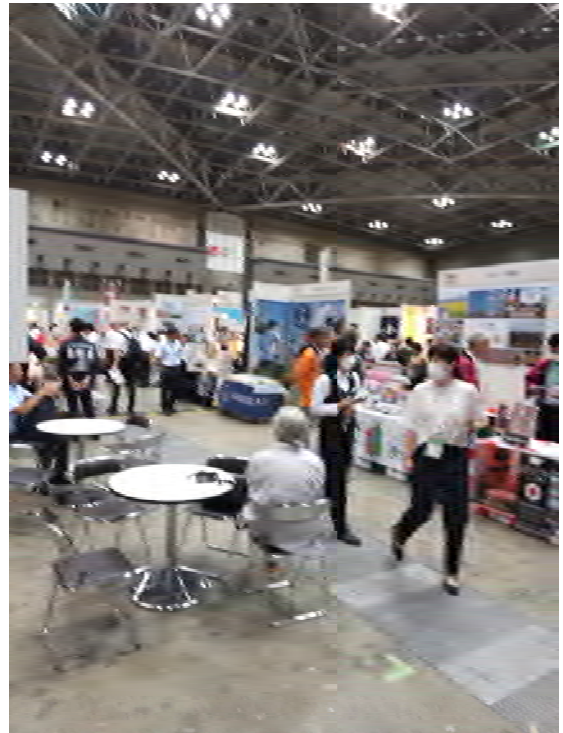


(輸出E X P Oの会場の様子)

本輸出E X P Oは 6 月 21 日～23 日に東京ビッグサイトで開催され、相談者等には課題解決支援事業のリーフレット（課題解決支援事業事務局作成）及び諸外国に植物等を輸出する場合の検疫条件一覧（早見表）（植物防疫所ホームペ

ージからダウンロード）を配布し、①農林水産省から委託を受けて農産物の輸出に係る課題解決支援事業を実施しており、無償での相談対応や専門家の派遣等ができること、②各国が要求する植物検疫条件は、国や地域、品目によって異なることなど、丁寧に説明した。また、具体的に輸出先国や輸出品目が決まっている来訪者には、より具体的な検疫条件や必要な手続き、残留農薬に係る留意事項などについて相談対応した。期間中に課題解決支援事業のリーフレットを約 450 枚、検疫条件一覧（早見表）を 250 枚配布するとともに約 120 件の相談等を受け、このうち 76 件についてより具体的な相談対応を行った。

なお、主催者によると本イベントの来場者は 23,070 名とのことであった。

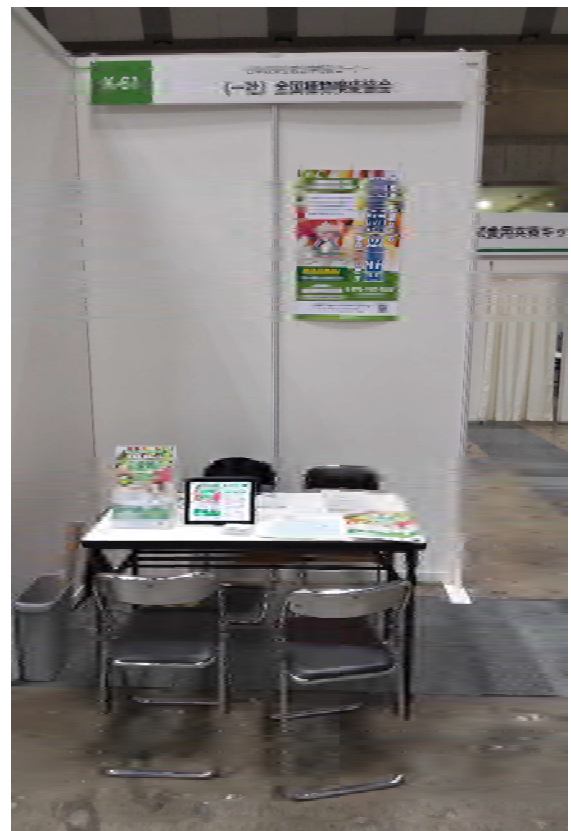


（アグリフードEXPO東京の会場の様子）

一方、アグリフードEXPO東京は、国産農林水産物・食品の商談会として開催され、当協会としては初めての参加ではあったが、個別のブースを設置させていただき、農産物の輸出に関心のある方の相談対応など、輸出EXPOと同様の対応を行った。

本アグリフードEXPO東京は、8月23日～24日に東京ビッグサイトで開催され、期間中に課題解決支援事業のリーフレットを約 300 枚、検疫条件一覧（早見表）を 120 枚配布するとともに約 100 件の相談等を受け、このうち 75 件についてより具体的な相談対応を行った。

なお、主催者によると本イベントの出展者数 465 先、来場者数は 8,889 人とのことであった。



（アグリフードEXPO東京で設置したブース）

【来訪者から寄せられた課題等】

来訪者等から相談等のあった主な課題等は次のとおり。

- ① アメリカに食品輸出を行っており繋がりがあることからリンゴやナシ、ミカンなどを輸出したいと思う。園地登録などが条件と聞けるが、詳しく知りたい。
- ② 若者を中心に生産団体を結成し、イチゴなどの農作物を栽培している。台湾ではイチゴが人気と聞けるので輸出したいが、一方で残留農薬が厳しいとも聞いている。どのような状況なのか、何に注意すればよいのかなど情報が欲しい。
- ③ 海外に和食文化を広めたく、食品輸出などを行っている。タイ向けミカンの規制が緩和されたと聞いたが、自由に輸出できるようになったのか。また、タイにリンゴの輸出も検討しているが、どのような手続きが必要なのか教えて欲しい。
- ④ スーパーなどでは売っていないような美味しい、セレクトされたコメの販売を行っている。その美味しいコメを海外の人にも食べて貰いたいと思っている。現在、具体的には何も決めていないが、植物検疫条件などの情報を教えて欲しい。
- ⑤ お茶の輸出を計画している。植物検疫条件や残留農薬などについて教えて欲しい。
- ⑥ 輸出先は特に決めてはいないが、将来、果物や野菜、農産物の輸出に取り組みたい。どのように取組みをすれば良いのか。

【専門家の支援等の内容】

来訪者等から相談のあった課題等について、検疫条件一覧（早見表）などの資料を配付するとともに、植物検疫条件や残留農薬に係る留意事項などについて説明した。主な支援内容は次のとおり。

- ① 植物検疫条件は、輸出先国や輸出品目（植物の種類）によって異なる。主な植物検疫要求は、輸入を禁止している植物、二国間協議に基づく検疫措置（生産園地や選果こん包施設の登録、消毒等の措置など）を求めている植物、輸出先国の輸入許可（Import Permit）制度に基づき輸入が認められる植物、輸出国政府の発行する植物検疫証明書の添付を求めている植物、輸出国での栽培地検査により特定の病虫害の付着がないことを求める植



（相談対応等を行う専門家）

物、特別な検定や消毒措置等を求める植物、日本で検査を受けずにそのまま輸出できる植物など、様々である。

- ② 生果実や野菜等の食品の輸出に当たっては、国によって作物に対する残留農薬基準値(MRLs)の設定が異なることから留意が必要である。
- ③ 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い一部の国・地域において輸入規制があることから留意が必要である。



(相談対応等を行う専門家)

- ④ タイ向け青果物では、タイ保健省の要求に基づき、選果・こん包施設の認定を受ける必要とその証明書の添付が求められている。
- ⑤ その他、植物の輸出では、ワシントン条約、UPOV 条約、カルタヘナ議定書、ハラール規制など輸出先国、植物の種類などによって規制等がある。

【産地等の取り組み】

イベント終了後、シイタケ生産者がアメリカ、メキシコ、オーストラリア、EU、シンガポール及びマレーシアに生シイタケを輸出したいとして、より具体的な検疫条件などを教えて欲しいと連絡があり、専門家が検疫条件や検疫の流れ、必要な手続きなどを説明した。当該生産者は、肉厚なシイタケを生産して差別化を図り、2024年5月から輸出する予定で作業を進めている。

また、アメリカ向けにカキ生果実、メロン生果実、ワサビ等の野菜を輸出したいとする事業者から、より具其他的な検疫条件について相談があり、専門家が説明したところ、2023年9月にサンプル輸出を実現できた。

【評価・所感】

農産物の輸出に関しては、生産者や輸出事業者等の関心が非常に高い。その一方で植物検疫条件や手続等に関する周知等は決して十分とは言えない現状にあると思料する。植物検疫等に詳しい専門家が、このようなイベントに参加することにより、これまでどこに相談すれば良いのか分からなかったといった生産者や輸出事業者等に対してより良い広報やアドバイスができたと考える。専門家が機会ある毎に農産物の輸出関係者に対し、植物検疫や残留農薬、病虫害の防除等の相談に応じて課題を解決することにより、農産物の輸出増につながれると確信する。

今後もこのようなイベントに参加し、輸出に取り組んでいる関係者に適切な支援を実施していくこととする。

農産物輸出課題解決支援事業事例集

2024 年 3 月発行

発行所 一般社団法人 全国植物検疫協会
〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-4-3
伊田ビル

TEL 03-5294-1520

FAX 03-5294-1525

